

第二〇回

参第一号

国会法の一部を改正する法律（案）

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

前二項の規定の適用については、各派に所属しない議員は、その全員をもつて一の派を構成するものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

理 由

委員会制度は国会運営の中枢をなすものである。然るに各派の所属議員数の比率により委員を割り当てる現行制度は、手続上の便宜のために、各派に所属せざる議員の職務遂行上機会の均等を得せしめる点に欠くところがある。これを是正するのが、この法律案を提出する理由である。